

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書の訂正届出書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成21年12月16日

**【会社名】** N K S J ホールディングス株式会社

**【英訳名】** NKSJ Holdings, Inc.

**【代表者の役職氏名】** 共同CEO 兼 代表取締役会長 兵頭 誠  
共同CEO 兼 代表取締役社長 佐藤 正敏

**【本店の所在の場所】** 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

**【電話番号】** 該当事項はありません。

**【事務連絡者氏名】** 株式会社損害保険ジャパン  
文書法務部課長 唐木 邦光  
日本興亜損害保険株式会社  
総務部文書法務グループリーダー 来見田 博久

**【最寄りの連絡場所】** 株式会社損害保険ジャパン  
東京都新宿区西新宿一丁目26番1号  
日本興亜損害保険株式会社  
東京都千代田区霞が関三丁目7番3号

**【電話番号】** 株式会社損害保険ジャパン  
03-3349-3111(代表)  
日本興亜損害保険株式会社  
03-3593-3111(代表)

**【事務連絡者氏名】** 株式会社損害保険ジャパン  
文書法務部課長 唐木 邦光  
日本興亜損害保険株式会社  
総務部文書法務グループリーダー 来見田 博久

**【届出の対象とした募集有価証券の種類】** 株式

**【届出の対象とした募集金額】** 681,471,472,733円(注)  
(注) 本訂正届出書提出日において未確定であるため、株式会社損害保険ジャパン(以下「損保ジャパン」といいます。)および日本興亜損害保険株式会社(以下「日本興亜損保」といいます。)の平成21年9月30日における株主資本の額(簿価)を合算した金額を記載しております。

**【縦覧に供する場所】** 該当事項はありません。

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

日本興亜損害保険株式会社の臨時株主総会の開催が平成21年12月22日に予定されておりましたが、平成21年12月30日開催予定に変更されたことに伴い、平成21年11月30日付けで提出いたしました有価証券届出書の記載内容の一部に訂正すべき事項が生じたので、当該箇所を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 新規発行株式

### 第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報

#### 第1 組織再編成（公開買付け）の概要

##### 4 組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠

##### 6 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利

##### 7 組織再編成に関する手続

### 第三部 企業情報

#### 第1 企業の概況

##### 2 沿革

#### 第4 提出会社の状況

##### 1 株式等の状況

### 第五部 組織再編成対象会社情報

#### 第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	1,722,802,230株 (注1)(注2)	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は1,000株です。

- (注) 1 損保ジャパンの発行済株式総数987,733,424株(平成21年9月30日時点)および日本興亜損保の発行済株式総数816,743,118株(平成21年9月30日時点)に基づいて算出しております。ただし、損保ジャパンおよび日本興亜損保は、平成21年10月30日に開催された、損保ジャパンおよび日本興亜損保の取締役会の決議(「新グループの事業計画」および「株式移転計画書」の作成ならびに「経営統合に関する契約書」の締結)および平成21年12月22日に開催予定の損保ジャパンおよび日本興亜損保の臨時株主総会の特別決議(共同株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下「本株式移転」といいます。)の効力発生日の前日までに、その保有する自己株式を原則として消却する予定ですので、発行数は変動します。また、本株式移転効力発生日の直前までに両社の新株予約権の行使等がなされた場合においても発行数は変動することがあります。
- 2 普通株式は、本株式移転に伴い発行する予定です。
- 3 損保ジャパンおよび日本興亜損保は、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)および株式会社大阪証券取引所(以下「大阪証券取引所」といいます。)に新規上場申請を行う予定です。
- 4 振替機関は、株式会社証券保管振替機構(東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号)です。

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	1,722,802,230株 (注1)(注2)	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は1,000株です。

- (注) 1 損保ジャパンの発行済株式総数987,733,424株(平成21年9月30日時点)および日本興亜損保の発行済株式総数816,743,118株(平成21年9月30日時点)に基づいて算出しております。ただし、損保ジャパンおよび日本興亜損保は、平成21年10月30日に開催された、損保ジャパンおよび日本興亜損保の取締役会の決議(「新グループの事業計画」および「株式移転計画書」の作成ならびに「経営統合に関する契約書」の締結)および平成21年12月22日に開催予定の損保ジャパンの臨時株主総会および平成21年12月30日に開催予定の日本興亜損保の臨時株主総会の特別決議(共同株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下「本株式移転」といいます。)の効力発生日の前日までに、その保有する自己株式を原則として消却する予定ですので、発行数は変動します。また、本株式移転効力発生日の直前までに両社の新株予約権の行使等がなされた場合においても発行数は変動することがあります。
- 2 普通株式は、本株式移転に伴い発行する予定です。
- 3 損保ジャパンおよび日本興亜損保は、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)および株式会社大阪証券取引所(以下「大阪証券取引所」といいます。)に新規上場申請を行う予定です。
- 4 振替機関は、株式会社証券保管振替機構(東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号)です。

## 第二部 【組織再編成(公開買付け)に関する情報】

### 第1 【組織再編成(公開買付け)の概要】

#### 4 【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

(訂正前)

##### (1) 株式移転比率

会社名	損保ジャパン	日本興亜損保
株式移転比率	1	0.9

(注) 1 損保ジャパンの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を、日本興亜損保の普通株式1株に対して当社の普通株式0.9株をそれぞれ割当て交付します。なお、本株式移転により、損保ジャパンおよび日本興亜損保の株主に交付しなければならない当社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いします。

2 上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、損保ジャパンおよび日本興亜損保が協議のうえ、変更することがあります。

3 当社の単元株式数は、1,000株とします。

4 当社が本株式移転により交付する新株式数(予定)

普通株式 1,722,802,230株

損保ジャパンの発行済株式総数987,733,424株(平成21年9月30日時点)および日本興亜損保の発行済株式総数

816,743,118株(平成21年9月30日時点)に基づいて算出しております。ただし、損保ジャパンおよび日本興亜損保は、平成21年10月30日に開催された、損保ジャパンおよび日本興亜損保の取締役会の決議(「新グループの事業計画」および「株式移転計画書」の作成ならびに「経営統合に関する契約書」の締結)および平成21年12月22日に開催予定の損保ジャパンおよび日本興亜損保の臨時株主総会の特別決議(共同株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下「本株式移転」といいます。)の効力発生日の前日までに、その保有する自己株式を原則として消却する予定ですので、新株式数は変動します。また、本株式移転効力発生日の直前までに両社の新株予約権の行使等がなされた場合においても新株式数は変動することがあります。

< 後略 >

(訂正後)

##### (1) 株式移転比率

会社名	損保ジャパン	日本興亜損保
株式移転比率	1	0.9

(注) 1 損保ジャパンの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を、日本興亜損保の普通株式1株に対して当社の普通株式0.9株をそれぞれ割当て交付します。なお、本株式移転により、損保ジャパンおよび日本興亜損保の株主に交付しなければならない当社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いします。

2 上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、損保ジャパンおよび日本興亜損保が協議のうえ、変更することがあります。

3 当社の単元株式数は、1,000株とします。

## 4 当社が本株式移転により交付する新株式数(予定)

普通株式 1,722,802,230株

損保ジャパンの発行済株式総数987,733,424株(平成21年9月30日時点)および日本興亜損保の発行済株式総数816,743,118株(平成21年9月30日時点)に基づいて算出しております。ただし、損保ジャパンおよび日本興亜損保は、平成21年10月30日に開催された、損保ジャパンおよび日本興亜損保の取締役会の決議(「新グループの事業計画」および「株式移転計画書」の作成ならびに「経営統合に関する契約書」の締結)および平成21年12月22日に開催予定の損保ジャパンの臨時株主総会および平成21年12月30日に開催予定の日本興亜損保の臨時株主総会の特別決議(共同株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下「本株式移転」といいます。)の効力発生日の前日までに、その保有する自己株式を原則として消却する予定ですので、新株式数は変動します。また、本株式移転効力発生日の直前までに両社の新株予約権の行使等がなされた場合においても新株式数は変動することがあります。

<後略>

## 6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

(訂正前)

## (1) 普通株式に関する取扱い

## 買取請求権の行使の方法

損保ジャパンまたは日本興亜損保の株主が、その有する損保ジャパンまたは日本興亜損保の普通株式につき、損保ジャパンまたは日本興亜損保に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、以下のすべての手続を行う必要があります。

ア 平成21年12月22日開催の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれ損保ジャパンまたは日本興亜損保に対し通知する。

イ 上記臨時株主総会において本株式移転に反対する。

ウ 損保ジャパンおよび日本興亜損保が、上記臨時株主総会の決議の日(平成21年12月22日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知または同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして株式買取請求権を行使する。

## 議決権の行使の方法

<略>

## 日本興亜損保

議決権の行使の方法としては、平成21年12月22日開催の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。また、郵送またはインターネットによって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成21年12月21日午後5時までに議決権を行使することが必要となります。郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会招集ご通知同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、日本興亜損保に上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。

インターネットによる議決権の行使は、パソコンまたは携帯電話から、議決権行使サイト<http://www.evote.jp/>にアクセスし、上記臨時株主総会招集ご通知同封の議決権行使書用紙に記載のログインIDおよび仮パスワードをご利用いただき、画面の案内にしたがい、上記の行使期限までに議決権を行使することが必要となります。なお、インターネットで複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとして取り扱いいたします。また、議決権行使書用紙とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱いいたします。

<略>

## (2) 新株予約権に関する取扱い

## 買取請求権の行使の方法

&lt; 略 &gt;

## 日本興亜損保

日本興亜損保の2005年3月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)および2006年3月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)については、株式移転をする場合において当該新株予約権の新株予約権者に株式移転設立完全親会社の新株予約権を交付することとする旨の明確な定めがありませんが、本株式移転に係る株式移転計画には、これらの新株予約権者が当社の新株予約権の交付を受ける旨の定めが設けられています。そのため、これらの新株予約権者は、会社法第808条第1項の規定により、自己の有する新株予約権についての新株予約権買取請求権を有します。

この新株予約権買取請求権を行使するためには、前記日本興亜損保新株予約権の新株予約権者が、日本興亜損保が上記臨時株主総会の決議の日(平成21年12月22日)から2週間以内の会社法第808条第3項の通知または同条第4項の公告をした日から20日以内に、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の内容および数を明らかにして行う必要があります。

なお、日本興亜損保の2007年3月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)、2008年3月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)、2009年3月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)および2009年10月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)については、本株式移転に係る株式移転計画における会社法第773条第1項第9号または第10号に掲げる事項についての定めが、当該新株予約権に係る同法第236条第1項第8号の条件(同号ホに関するものに限ります。)に合致するため、会社法第808条第1項の規定により、新株予約権買取請求権が発生しません。

&lt; 後略 &gt;

## (訂正後)

## (1) 普通株式に関する取扱い

## 買取請求権の行使の方法

損保ジャパンまたは日本興亜損保の株主が、その有する損保ジャパンまたは日本興亜損保の普通株式につき、損保ジャパンまたは日本興亜損保に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、以下のすべての手続を行う必要があります。

ア 損保ジャパンの株主は平成21年12月22日開催の、日本興亜損保の株主は平成21年12月30日開催のそれぞれの臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれ損保ジャパンまたは日本興亜損保に対し通知する。

イ 上記臨時株主総会において本株式移転に反対する。

ウ 損保ジャパンおよび日本興亜損保が、上記臨時株主総会の決議の日(損保ジャパンにあっては平成21年12月22日、日本興亜損保にあっては平成21年12月30日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知または同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして株式買取請求権を行使する。

## 議決権の行使の方法

&lt; 略 &gt;

## 日本興亜損保

議決権の行使の方法としては、平成21年12月30日開催の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。また、郵送またはインターネットによって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成21年12月29日午後5時までに議決権を行使することが必要となります。郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会招集ご通知同封の議決権行使書用紙(注)に賛否を表示し、日本興亜損保に上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。

インターネットによる議決権の行使は、パソコンまたは携帯電話から、議決権行使サイト<http://www.evote.jp/>にアクセスし、上記臨時株主総会招集ご通知同封の議決権行使書用紙(注)に記載のログインIDおよび仮パスワードをご利用いただき、画面の案内にしたがい、上記の行使期限までに議決権を行使することが必要となります。なお、インターネットで複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとして取り扱いたします。また、議決権行使書用紙(注)とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱いたします。

(注) 臨時株主総会の開催日が変更されましたが、付議議案に変更はなく、その内容に変更はありませんので、そのまま使用してください。なお、臨時株主総会の開催日の変更に伴い、議決権行使書用紙の表面の「臨時株主総会日 平成21年12月22日」との記載は、「臨時株主総会日 平成21年12月30日」と、「議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成21年12月21日午後5時までに到着するようご返送ください。」との記載は、「議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成21年12月29日午後5時までに到着するようご返送ください。」と、「下記のログインID・仮パスワードをご利用になり、画面の案内に従って、平成21年12月21日午後5時までに議決権を行使してください。」との記載は、「下記のログインID・仮パスワードをご利用になり、画面の案内に従って、平成21年12月29日午後5時までに議決権を行使してください。」と、また、議決権行使書用紙の裏面の「平成21年12月22日以降はご使用にならないください。」との記載は、「平成21年12月30日以降はご使用にならないください。」と、それぞれ読み替えてください。なお、議決権行使書用紙の裏面に「差出有効期間 平成21年12月21日まで」との記載がありますが、差出有効期間にかかわらず平成21年12月29日（火曜日）午後5時までに到着するよう、切手を貼らずに投函してください。

&lt; 略 &gt;

## (2) 新株予約権に関する取扱い

## 買取請求権の行使の方法

&lt; 略 &gt;

## 日本興亜損保

日本興亜損保の2005年3月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)および2006年3月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)については、株式移転をする場合において当該新株予約権の新株予約権者に株式移転設立完全親会社の新株予約権を交付することとする旨の明確な定めがありませんが、本株式移転に係る株式移転計画には、これらの新株予約権者が当社の新株予約権の交付を受ける旨の定めが設けられています。そのため、これらの新株予約権者は、会社法第808条第1項の規定により、自己の有する新株予約権についての新株予約権買取請求権を有します。

この新株予約権買取請求権を行使するためには、前記日本興亜損保新株予約権の新株予約権者が、日本興亜損保が上記臨時株主総会の決議の日(平成21年12月30日)から2週間以内の会社法第808条第3項の通知または同条第4項の公告をした日から20日以内に、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の内容および数を明らかにして行う必要があります。

なお、日本興亜損保の2007年3月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)、2008年3月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)、2009年3月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)および2009年10月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)については、本株式移転に係る株式移転計画における会社法第773条第1項第9号または第10号に掲げる事項についての定めが、当該新株予約権に係る同法第236条第1項第8号の条件(同号ホに関するものに限り、)に合致するため、会社法第808条第1項の規定により、新株予約権買取請求権が発生しません。

<後略>

## 7 【組織再編成に関する手続】

(訂正前)

<略>

### (3) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法および日程

平成21年7月29日	経営統合に向けての契約書締結(取締役会決議日) (損保ジャパン・日本興亜損保)
平成21年10月16日	臨時株主総会基準日公告(損保ジャパン・日本興亜損保)
平成21年10月30日	「新グループの事業計画」および「株式移転計画書」の作成ならびに 「経営統合に関する契約書」の締結(取締役会決議日) (損保ジャパン・日本興亜損保)
平成21年10月31日	臨時株主総会基準日(損保ジャパン・日本興亜損保)
平成21年12月22日(予定)	臨時株主総会(損保ジャパン・日本興亜損保)
平成22年3月29日(予定)	上場廃止日(損保ジャパン・日本興亜損保) (注2)
平成22年4月1日(予定)	株式移転の効力発生日
平成22年4月1日(予定)	共同持株会社設立登記日
平成22年4月1日(予定)	共同持株会社株式上場日

(注) 1 本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、損保ジャパンおよび日本興亜損保で協議のうえ、日程を変更する場合があります。

2 共同持株会社の株式の新規上場申請は、東京証券取引所および大阪証券取引所に対して行う予定であり、共同持株会社の完全子会社となる損保ジャパンは東京、大阪、名古屋、札幌および福岡の各証券取引所において、同じく日本興亜損保は東京、大阪および名古屋の各証券取引所において、それぞれ上場廃止となる予定です。



## (4) 組織再編成行為に関する買取請求権の行使方法

## 普通株式

損保ジャパンまたは日本興亜損保の株主が、その有する損保ジャパンまたは日本興亜損保の普通株式につき、損保ジャパンまたは日本興亜損保に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、以下のすべての手続を行う必要があります。

ア 平成21年12月22日開催の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれ損保ジャパンまたは日本興亜損保に対し通知する。

イ 上記臨時株主総会において本株式移転に反対する。

ウ 損保ジャパンおよび日本興亜損保が、上記臨時株主総会の決議の日(平成21年12月22日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知または同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして株式買取請求権を行使する。

## 新株予約権

< 略 >

また、日本興亜損保の2005年3月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)および2006年3月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)についての新株予約権者が、その有する新株予約権につき、日本興亜損保に対して会社法第808条第1項に定める新株予約権買取請求権を行使するためには、前記日本興亜損保の新株予約権の新株予約権者が、日本興亜損保が上記臨時株主総会の決議の日(平成21年12月22日)から2週間以内の会社法第808条第3項の通知または同条第4項の公告をした日から20日以内に、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の内容および数を明らかにして行う必要があります。

< 後略 >

(訂正後)

&lt;略&gt;

## (3) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法および日程

平成21年7月29日	経営統合に向けての契約書締結（取締役会決議日） （損保ジャパン・日本興亜損保）
平成21年10月16日	臨時株主総会基準日公告（損保ジャパン・日本興亜損保）
平成21年10月30日	「新グループの事業計画」および「株式移転計画書」の作成ならびに 「経営統合に関する契約書」の締結（取締役会決議日） （損保ジャパン・日本興亜損保）
平成21年10月31日	臨時株主総会基準日（損保ジャパン・日本興亜損保）
平成21年12月22日（予定）	臨時株主総会（損保ジャパン）
平成21年12月30日（予定）	臨時株主総会（日本興亜損保）
平成22年3月29日（予定）	上場廃止日（損保ジャパン・日本興亜損保）（注2）
平成22年4月1日（予定）	株式移転の効力発生日
平成22年4月1日（予定）	共同持株会社設立登記日
平成22年4月1日（予定）	共同持株会社株式上場日

(注) 1 本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、損保ジャパンおよび日本興亜損保で協議のうえ、日程を変更する場合があります。

2 共同持株会社の株式の新規上場申請は、東京証券取引所および大阪証券取引所に対して行う予定であり、共同持株会社の完全子会社となる損保ジャパンは東京、大阪、名古屋、札幌および福岡の各証券取引所において、同じく日本興亜損保は東京、大阪および名古屋の各証券取引所において、それぞれ上場廃止となる予定です。

## (4) 組織再編成行為に関する買取請求権の行使方法

## 普通株式

損保ジャパンまたは日本興亜損保の株主が、その有する損保ジャパンまたは日本興亜損保の普通株式につき、損保ジャパンまたは日本興亜損保に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、以下のすべての手続を行う必要があります。

ア 損保ジャパンの株主は平成21年12月22日開催の、日本興亜損保の株主は平成21年12月30日開催のそれぞれの臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれ損保ジャパンまたは日本興亜損保に対し通知する。

イ 上記臨時株主総会において本株式移転に反対する。

ウ 損保ジャパンおよび日本興亜損保が、上記臨時株主総会の決議の日（損保ジャパンにあっては平成21年12月22日、日本興亜損保にあっては平成21年12月30日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知または同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして株式買取請求権を行使する。

## 新株予約権

&lt;略&gt;

また、日本興亜損保の2005年3月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)および2006年3月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)についての新株予約権者が、その有する新株予約権につき、日本興亜損保に対して会社法第808条第1項に定める新株予約権買取請求権を行使するためには、前記日本興亜損保の新株予約権の新株予約権者が、日本興亜損保が上記臨時株主総会の決議の日(平成21年12月30日)から2週間以内の会社法第808条第3項の通知または同条第4項の公告をした日から20日以内に、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の内容および数を明らかにして行う必要があります。

&lt;後略&gt;

## 第三部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 2 【沿革】

（訂正前）

平成21年10月30日	損保ジャパンおよび日本興亜損保は、株主総会の承認および関係当局の許認可等を前提として、本株式移転により共同で当社を設立することについて合意に達し、両社の取締役会において「新グループの事業計画」および「株式移転計画書」の作成ならびに「経営統合に関する契約書」の締結について決議しました。
平成21年12月22日	損保ジャパンおよび日本興亜損保の臨時株主総会において、両社が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両社がその完全子会社となることについて決議する予定です。
平成22年4月1日	損保ジャパンおよび日本興亜損保が株式移転の方式により当社を設立する予定です。また、当社の普通株式を、東京証券取引所および大阪証券取引所に上場する予定です。

<後略>

（訂正後）

平成21年10月30日	損保ジャパンおよび日本興亜損保は、株主総会の承認および関係当局の許認可等を前提として、本株式移転により共同で当社を設立することについて合意に達し、両社の取締役会において「新グループの事業計画」および「株式移転計画書」の作成ならびに「経営統合に関する契約書」の締結について決議しました。
平成21年12月22日	損保ジャパンの臨時株主総会において、両社が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両社がその完全子会社となることについて決議する予定です。
平成21年12月30日	日本興亜損保の臨時株主総会において、両社が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両社がその完全子会社となることについて決議する予定です。
平成22年4月1日	損保ジャパンおよび日本興亜損保が株式移転の方式により当社を設立する予定です。また、当社の普通株式を、東京証券取引所および大阪証券取引所に上場する予定です。

<後略>

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

(訂正前)

#### (1) 【株式の総数等】

< 略 >

#### 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品 取引所名又は 登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,722,802,230	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は1,000株です。
計	1,722,802,230		

(注) 損保ジャパンの発行済株式総数987,733,424株(平成21年9月30日時点)および日本興亜損保の発行済株式総数816,743,118株(平成21年9月30日時点)に基づいて算出しております。ただし、損保ジャパンおよび日本興亜損保は、平成21年10月30日に開催された、損保ジャパンおよび日本興亜損保の取締役会の決議(「新グループの事業計画」および「株式移転計画書」の作成ならびに「経営統合に関する契約書」の締結)および平成21年12月22日に開催予定の損保ジャパンおよび日本興亜損保の臨時株主総会の特別決議(共同株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下「本株式移転」といいます。)の効力発生日の前日までに、その保有する自己株式を原則として消却する予定ですので、発行数は変動します。また、本株式移転効力発生日の直前までに両社の新株予約権の行使等がなされた場合においても発行数は変動することがあります。

< 略 >

#### (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成22年4月1日現在の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりです。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年4月1日	1,722,802,230 (予定)(注)	1,722,802,230 (予定)(注)	100,000	100,000	25,000	25,000

(注) 損保ジャパンの発行済株式総数987,733,424株(平成21年9月30日時点)および日本興亜損保の発行済株式総数816,743,118株(平成21年9月30日時点)に基づいて算出しております。ただし、損保ジャパンおよび日本興亜損保は、平成21年10月30日に開催された、損保ジャパンおよび日本興亜損保の取締役会の決議(「新グループの事業計画」および「株式移転計画書」の作成ならびに「経営統合に関する契約書」の締結)および平成21年12月22日に開催予定の損保ジャパンおよび日本興亜損保の臨時株主総会の特別決議(共同株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下「本株式移転」といいます。)の効力発生日の前日までに、その保有する自己株式を原則として消却する予定ですので、発行済株式は変動します。また、本株式移転効力発生日の直前までに両社の新株予約権の行使等がなされた場合においても発行済株式は変動することがあります。

< 後略 >

(訂正後)

## (1) 【株式の総数等】

&lt; 略 &gt;

## 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品 取引所名又は 登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,722,802,230	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は1,000株です。
計	1,722,802,230		

(注) 損保ジャパンの発行済株式総数987,733,424株(平成21年9月30日時点)および日本興亜損保の発行済株式総数816,743,118株(平成21年9月30日時点)に基づいて算出しております。ただし、損保ジャパンおよび日本興亜損保は、平成21年10月30日に開催された、損保ジャパンおよび日本興亜損保の取締役会の決議(「新グループの事業計画」および「株式移転計画書」の作成ならびに「経営統合に関する契約書」の締結)および平成21年12月22日に開催予定の損保ジャパンの臨時株主総会および平成21年12月30日に開催予定の日本興亜損保の臨時株主総会の特別決議(共同株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下「本株式移転」といいます。)の効力発生日の前日までに、その保有する自己株式を原則として消却する予定ですので、発行数は変動します。また、本株式移転効力発生日の直前までに両社の新株予約権の行使等がなされた場合においても発行数は変動することがあります。

&lt; 略 &gt;

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成22年4月1日現在の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりです。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年4月1日	1,722,802,230 (予定)(注)	1,722,802,230 (予定)(注)	100,000	100,000	25,000	25,000

(注) 損保ジャパンの発行済株式総数987,733,424株(平成21年9月30日時点)および日本興亜損保の発行済株式総数816,743,118株(平成21年9月30日時点)に基づいて算出しております。ただし、損保ジャパンおよび日本興亜損保は、平成21年10月30日に開催された、損保ジャパンおよび日本興亜損保の取締役会の決議(「新グループの事業計画」および「株式移転計画書」の作成ならびに「経営統合に関する契約書」の締結)および平成21年12月22日に開催予定の損保ジャパンの臨時株主総会および平成21年12月30日に開催予定の日本興亜損保の臨時株主総会の特別決議(共同株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下「本株式移転」といいます。)の効力発生日の前日までに、その保有する自己株式を原則として消却する予定ですので、発行済株式は変動します。また、本株式移転効力発生日の直前までに両社の新株予約権の行使等がなされた場合においても発行済株式は変動することがあります。

&lt; 後略 &gt;

## 第五部 【組織再編成対象会社情報】

### 第1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

#### (1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】

(訂正前)

< 略 >

#### 【訂正報告書】

< 略 >

#### 日本興亜損保

平成21年3月13日付けで提出した株式移転に係る臨時報告書の訂正報告書を平成21年7月29日および平成21年10月30日に、上記・日本興亜損保の平成21年9月18日付け臨時報告書の訂正報告書を平成21年10月8日に、それぞれ関東財務局長に提出

< 後略 >

(訂正後)

< 略 >

#### 【訂正報告書】

< 略 >

#### 日本興亜損保

平成21年3月13日付けで提出した株式移転に係る臨時報告書の訂正報告書を平成21年7月29日、平成21年10月30日および平成21年12月16日に、上記・日本興亜損保の平成21年9月18日付け臨時報告書の訂正報告書を平成21年10月8日に、それぞれ関東財務局長に提出

< 後略 >